

フィチン酸カルシウムに係る御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>改正に賛成。</p> <p>ぶどう酒の製造にフィチン酸カルシウム及び硫酸銅を使用することにより、酒類中に存在する混濁物質、及び混濁物質の生成要因となる原因物質を除去し、酒類の透明度を向上させたり、混濁の発生を予防できることから、製品の品質等の向上に大きく寄与するものである。</p>	<p>【回答1】</p> <p>引き続き、適切な規格基準の策定に努めてまいります。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>純度試験（3）遊離無機リン 検量線用標準溶液の調製</p> <p>別に、リン標準液5mLを正確に量り、水を加えて1000mLとする。</p> <p>それぞれにL（+）-アスコルビン酸溶液（1→100）5mLを正確に加え、 ↓</p> <p>別に、リン標準液5mLを正確に量り、水を加えて正確に1000mLとする。</p> <p>それぞれにL（+）-アスコルビン酸溶液（1→100）5mLを加え、</p> <p>理由：定容量の1000mLを999.5-1000.4mLと見なせば十分な精度だが、000を位取りの0と誤認されないよう「正確に」を付す方が良い。</p> <p>一方、アスコルビン酸の添加量は検液に倣い「正確に」は不要。アスコルビン酸は過量で、最終的に定容するため、添加量の正確さは精度に影響しない。</p> <p>本件は「フィチン酸」純度試験（5）遊離無機リンも同様。</p> <p>定量法 硝酸の褐色の煙がほとんど発生しなくなり を 二酸化窒素の発煙がほとんどなくなり 赤褐色の煙がほとんど発生しなくなり のいずれかとする。</p> <p>理由：褐色は硝酸というより二酸化窒素の煙である。</p>	<p>【回答2】</p> <p>御指摘のとおり、フィチン酸カルシウムの純度試験（3）遊離無機リン及び定量法の項目について、以下のとおり修正いたします。</p> <p>（3）遊離無機リン</p> <p>別に、リン標準液5mLを正確に量り、水を加えて正確に1000mLとする。</p> <p>（中略）</p> <p>それぞれにL（+）-アスコルビン酸溶液（1→100）5mLを加え、</p> <p>（略）</p> <p>定量法 赤褐色の煙がほとんど発生しなくなり （略）</p>

	<p>代案は、カラメルの純度試験（総硫黄）又は一般試験法鉛試験法（原子吸光光度法）第4法の表記を参考にした。</p>	
3	<p><b>【意見3】</b>          文書が難しすぎる。よくわからない。          我々国民にもっとわかりやすく説明して欲しい。          添加物反対。          減らす方向で行動してほしい。</p>	<p><b>【回答3】</b>          食品添加物は、要請者の要請に基づき、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者代表の御意見を聴き、安全性、有効性の確認を経て、使用可能な添加物を指定し、必要に応じて規格基準を設定しています。          また、既存添加物については順次安全性の確認を進めており、安全性に問題があると判明した、又は既に使用実態のないことが判明した既存添加物については、既存添加物名簿からその名称を削除し、使用を禁止しています。          食品の安全性の確保については、引き続き国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じるとともに、わかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>
4	<p><b>【意見4】</b>          弊社では、フィチン酸カルシウム（マグネシウム含む）を製造、販売しており、検証した。          この度の改正省令案に関して、規格項目の純度試験（3）遊離無機リンについての意見をご連絡申し上げます。          設定された方法では、ほとんどのカルシウム塩（カルシウム・マグネシウム複塩を含む）はろ過で除去されてしまう。本項目はイノシトールヘキサリン酸に結合していないカルシウム塩を調べることが目的と解釈するので、方法が不適切ではないかと考える。          OIV規格の遊離無機リンの方法はカルシウム塩を濃硝酸で溶かしてから測る方法となっており、弊社の商品でカルシウム塩を溶かす方法で遊離無機リンを分析したところ3%程度の数値になり1.0%以下から外れる結果となっている。          また、公定書のフィチン（抽出物）には遊離無機リンの項目がないことから遊離無機リンの項目を削除しても良いのではないかと考える次第である。</p>	<p><b>【回答4】</b>          遊離無機リンの項目は、イノシトールヘキサリン酸に結合していないカルシウム塩を調べるためではなく、水溶性の無機リンの上限規定を設定するために設定するものであり、公定書のフィチン酸の規格を参照して設定しております。そのため、現行の案のままとさせていただきます。          なお、フィチン酸カルシウム（カルシウム・マグネシウム複塩を含む。）以外の、非水溶性のリン化合物が多量に混入する場合は、定量法で得られる総リン量の上昇が予測されることから、別途含量の項目に総リン量の上限規程を設定することにより、規格全体としてフィチン酸カルシウム（カルシウム・マグネシウム複塩を含む。）由来以外のリンの多量の混入を防ぐこととしております。</p>

	本改正におきまして、分析方法と規格値の見直しをご検討頂きたく、ご査収のほど宜しくお願い申し上げます。	
--	--	--

ピリダクロメチルに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>フッ素が入っているので好ましくないと考える。 植物病原菌の菌糸生育阻害活性はフッ素が必須的というわけでもなく、同様の効果を持つ薬剤にはフッ素が含まれないものも多数あるはずである。それらの使用を行えばフッ素の環境中への拡散を防げるのでその方が適切と考える。使用については行わないべきと考える。</p>	<p>【回答1】</p> <p>農薬の環境影響については、農薬取締法に基づき、農林水産省や環境省において、環境に悪影響が生じないよう適切な使用・管理の指導等がされているものと承知しています。</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p>なお、残留基準の設定に係る審議資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29744.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29744.html</a></p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001051599.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001051599.pdf</a></p> <p>（食品健康影響評価）  <a href="https://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20220323038">https://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20220323038</a></p>

マホプラジンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>フッ素が入っているので好ましくないと考える。 鎮静剤として使用する薬剤にはフッ素が含まれないものも多数あるはずであり、それらの使用を行えばフッ素の環境中への拡散を防げるのでその方が適切と考える。使用については行わないべきと考える。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>動物用医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、農林水産省において、適正に動物用医薬品の使用がされ、人の健康の保護等が確保されるよう、審査・承認され、また、適切な使用・管理の指導等がなされているものと承知しています。</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p>なお、残留基準の設定に係る審議資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29744.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29744.html</a></p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001051599.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001051599.pdf</a></p> <p>（食品健康影響評価） <a href="https://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20031804932">https://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20031804932</a></p>

メトブロムロンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>臭素が入っているのが好ましくないと考える。                      除草作用を持つ薬剤は他にも多数あるが、光化学系IIのプラストキノンによる電子伝達を阻害するような作用の薬剤についても臭素が入っていないものがあるはずである。それらの使用を行えば臭素の環境中への拡散を防げるのでその方が適切と考える。                      使用については行わないべきと考える。</p>	<p>【回答1】</p> <p>農薬の環境影響については、農薬取締法に基づき、農林水産省や環境省において、環境に悪影響が生じないよう適切な使用・管理の指導等がされているものと承知しています。</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p>なお、残留基準の設定に係る審議資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の資料)</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29744.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29744.html</a></p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の議事録)</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001051599.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001051599.pdf</a></p> <p>(食品健康影響評価)</p> <p><a href="https://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20220119018">https://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20220119018</a></p>

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見1】</b></p> <p>人の健康を損なうおそれのないと書いているが本当か。直ちに影響はないものの、とりつづけることで少なからず毒性はあると思われる。よって改正は反対。産業廃棄物として廃棄しなければならないものを、体内に取り入れることはしたくない。強く反対する。よろしく願います。</p> <p>以下、厚生労働省のHPより引用。</p> <p>イソプロチオランについて。</p> <p>危険有害性情報： 飲み込むと有害（経口） 吸入すると有害（粉じん） 眼刺激 水生生物に毒性 長期的影響により水生生物に毒性 注意書き： <b>【安全対策】</b> 粉じん、ヒュームの吸入を避けること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 環境への放出を避けること。</p> <p><b>【応急措置】</b></p> <p>取り扱い後はよく手を洗うこと。 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。 吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼に入った場合、眼の刺激が持続する場合は医師の診断、手当てを受けること。 漏出物は回収すること。</p> <p><b>【保管】</b></p> <p><b>【廃棄】</b></p> <p>内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること</p>	<p><b>【回答1】</b></p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>なお、国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により、厚生労働省における残留基準値の設定や、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、病害虫防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められており、また、その廃棄についても関係法令等に基づき、適切に行われているものと承知しています。</p>

2	<p><b>【意見2】</b></p> <p>すでに600種以上の農薬成分が認められている日本で、農薬成分は増える一方なのに、農薬基準は農薬種類が増えようが関係なく、複合影響も考慮せず、機械的に残留基準を設定するという、国民の健康をないがしろにしたもの。せめて安全係数を100から1000にして欲しいものだ。</p>	<p><b>【回答2】</b></p> <p>安全係数については、内閣府食品安全委員会における許容一日摂取量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARfD) の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差 (人種、健康状態、生活状況、年齢等) を考慮して安全係数100を除いて決めているものと承知しています。</p>
---	--	--